

## 庁議（令和2年12月15日）結果について

- 1 開催日 令和2年12月15日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長  
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 福祉部長、土木部長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長  
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

- (1) 「平塚市障がい福祉計画（第6期）及び平塚市障がい児福祉計画（第2期）」作成の先送りについて

概要	<ol style="list-style-type: none"><li>1 障害福祉計画及び障害児福祉計画について 本計画は、本市障がい者福祉計画（第4期）で掲げる「自分らしさを大切にしながら 多様な個性が輝く 共生のまち ひらつか」の基本理念のもと、厚生労働省が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即し、神奈川県のお考え方を踏まえ、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標、見込み及び確保策を定めるものです。</li><li>2 計画作成の先送りについて 計画の作成時期は、基本指針で「令和3年度から令和5年度までの3年間における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等について定めるもの」としているため、原則として令和2年度中に作成することとされていますが、現在、新型コロナウイルス感染症への対策が進む中、令和2年9月4日付けで国から「新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度内に第6期障害福祉計画等の作成ができない場合、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間で、各自治体が定める日までに作成することとして差し支えない」旨の通知が発出されました。</li><li>3 計画作成の先送りに伴う対応 新型コロナウイルス感染症の影響が計り知れないため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込み及び確保策については、令和2年度の内容を引き継ぐこととします。</li></ol>
結果	審議の結果承認された。

## 7 報告事項

### (1) 平塚市下水道事業経営戦略（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>下水道事業においては、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少等の課題が顕在化してきており、今後の経営環境は厳しさを増すものと考えられています。</p> <p>市民に下水道サービスを安定的に提供するため、他市比較等による本市下水道事業の現状把握を行い、中長期的な視野に基づく計画的な経営と徹底した効率化・経営健全化により、経営環境の変化に対応できる経営基盤の強化と収支が均衡する持続可能な経営を図る必要があります。</p> <p>この度、今後10年間に目指すべき方向と事業管理の在り方を示す平塚市下水道事業経営戦略（素案）がまとまりましたので、内容を公表し、市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施するものです。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>意見募集期間 令和3年1月15日（金）から令和3年2月15日（月）まで</li><li>周知方法 広報ひらつか（令和3年1月第3金曜日号）及び市ホームページ</li><li>素案の閲覧場所 市役所（下水道経営課、市政情報コーナー）、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター及び四之宮ふれあいセンター</li><li>意見の提出方法 直接下水道経営課へ持参、郵送、ファックス、電子メール</li><li>意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見に対する市の考えを一括して回答・公表します。</li></ol>
----	--

以 上